



論 說

道路の風致問題

田 村 剛

ローマや帝政時代のフランスの例を引く迄も無く、歴史上強大なる國家はいづれも立派な道路を有してゐた。道路が一國の富強の程度を示す尺度たることは今日に於ても明かに實證することが出来る。此の意味に於て我國に於ける最近の著しい道路の發達に就ては、萬人の等しく愉悅を禁じ得ない所であらう。元來道路は文化史上航路に次で現れた純然たる交通の用具であり、物資並に軍隊の輸送機關として經濟並に軍事上國家的意義を有してゐる。此の第一義的なる存在理由は、將來

も不變のものであるに相違ない。然し乍ら更に一步を進めた道路の休養リクリエーションの利用の勃興は、近代的世界の動勢と見ることが出来るのであつて、最近に於ける我國各所の觀光道路の開發も亦我國が世界の強國の一として當然歩む可き道を確實に踏出したことを立證してゐる。假に今大都會のみを考へて見ても、その市民は日常の經濟生活に依る精神と肉體との疲勞を恢復して、再び明日の經濟生活に立向ひ得る丈の活力を養ふ爲に野外に休養と健康を求め、自然の中に愉悅を齎めて止まない。近代的國民のかゝる動向は恐ろしい底力を有して居り、その力こそあたかも新緑の梢より張切れて萌え出つるが如き若き生命の必然的な迸りに外ならないのである。而も現在の交通機關はかゝる野外利用者の要望を容るゝもの少く、就中道路の休養的利用に關しては大衆に満足を與へ得るものは殆んど其の例を見ざる狀況と言つてよい。近頃の様な新緑期より秋の紅葉期に至る間は週末に於ける人の動きも亦夥しい數に上り、それ等の人々の消費する道路交通費のみでも莫大な金額になつて居るが果してその金員は各人が休養と健康と愉悅を最も能率的に獲得し得るが如き方法によつて費されてゐるであらうか。不幸にして否である。而て道路構造の工學上の諸問題と自動車走行の關係が着々として解決せられつゝある今日、此處に主として問題となるのは從來餘りにも等閑に付せられてゐた風致の關係であらう。道路の風致問題は一國の道路行政の上より見るも、又一方一國の國土計畫の上より見るも特に我國に於ては重要視す可き問題であつて、此處に識者の一考を煩はす必要を感ずるのである。

前述の如き意味に於ける道路の風致問題の内、主要な事項が二つある。其の一は路傍の風致維持改良の仕事であり、他は道路構造そのものゝ風致的取扱である。而て前者に關しては何等かの法規的根據に基く完全なる統制を、後者に關しては洗練された造園技術を必要缺く可からざるものとす。米國に於ける最近の道路改良運動も亦その主眼を此の二點に置き例ば T.H. マクドナルド道路局長の如き公道の美化と利用の向上の爲に次の四項目を提唱してゐる。(一)道路敷はもとより、沿道私有地に於ても、一切の商業用公廢物看板を撤去せよ、(二)路面に接した給油所茶店等を移轉せしめ、その建築線を規定せよ、(三)路傍に樹木及灌木を植栽せよ、(四)路線の設定設計及施行には毫も自然を損傷せざる方法を採用せよ、而して現在米國各州に於ける道路改良事業中之等の點に就て目覺しい活躍をなしてゐるものは、ワシントン、アイオワ、ミネソタを初め主なるものゝみにて二十八ヶ州に及び、ウエストチエスタ、其他の郡の事業を合する時は、更に廣範圍に亘つてゐて、之等各地の事業を通じて共通に見られる新しい點は、大略次の如き事項である。(一)從來道路當局の統制の下に置かれた土地は、道路敷のみに限られてゐたが、その範圍を擴大して道路兩側一〇〇——二〇〇呎以上の帶狀地を、統制圏内に取入れつゝあること、(二)法規的根據を得て公告物看板、其の他路傍營業を嚴格に取締りつゝあること、(三)既に破壊せられたる路傍に對しては造園工作を行ひ、郷土固有の植物材料と生態學の

原理を應用して自然的植栽を行ひつゝあること、(四)新路線の設定及道路横斷形狀に付ては直線的機械的劃一的方法を廢して地形に順應したる方法を採用し、土工を可及的最小限度に止め、立木其の他地貌現狀の可及的維持に努め、更に郷土固有の植物材料を用ひて造園的手法により地貌を補修しつゝあること、(五)之等の仕事の爲に道路當局に新に造園技術者を採用して従來の道路技術者と協力せしめつゝあること。以上の外積極的に路傍に公園的施設を行ひ、或は更に進んで道路公園パークウェイの設置に大なる努力を拂つてゐる箇所も少くない。又一方獨逸に於ける一例として、國營自動車道を見ても、毎時二〇〇料と云ふ高速度走行を目標とする工學的要求の極めて高いものであるにも係らず、風致的考察を怠つてゐない點は注目し得る。例ば獨逸國營自動車道調査會のベツケル氏が造園家の支持を得て考案した基準の如き、常綠樹に依る前燈遮光植栽並に路傍植栽を巧みに造園的に取扱つて風致的効果を上げ、山岳地に於けるものに付ては、夫々一方交通の二路線分離主義に依つて土工の減少と地貌現狀の破壊防止に極力意を用ひてゐるのである。我國は國情、地形、地貌はもとより、道路行政も亦外國とは大いに異つてゐるのであるが、之等海外に於ける事例は我國の道路改良問題就中風致關係に付て、その指針を定むる上に、良き暗示を與へるものであらう。

之を要するに世界の風景國たる我日本の現在並に將來の道路の中には、國民大衆の本質的生命的の

要求に基き、休養的利用に供して遺憾なからしむ可き路線が少くない。少く共此の種の道路に關しては、周倒なる風致的考慮を絶對に必要とする。更に一般に交通幹線となる可き道路に付ても、我國が列強に伍して文化の向上に精進する限り、風致問題はこれを輕視し得ないのである。而て現狀に於ては、路傍の取扱並に道路構造を始め橋梁其の他の工作物に至る迄、風致上不適當なるものが極めて多い。之が改良並に將來の對策として、目下急を要する事項は、法的根據と技術的基礎並に實行力の確立に他ならないのであつて、其の手段として、道路技術者と造園技術者の提携協力は、必要缺く可からざる急務である。凡そ我國に於ける社會各般の事情の進歩に伴ふ分業は、其の程度に於て最早列強に比して遜色なきに至つてゐる。然し乍ら、夫等を綜合して初めて成立し得るが如きものゝ創造に關しては、極めて拙劣なのが我國文化の各方面を通じての弊である。少く共道路問題に付ては、かゝる通弊を脱して完全なるものゝ創造に向ふのが道路に心を寄する者の義務でもある。此の意味に於て、筆者は道路の風致問題に關聯して、道路當局に造園技術者を採用することに依る技術的共働に付て、當局の一段の理解を希望して止まない次第である。